

各種手当・助成

R2年度版

児童手当	出産育児一時金	ゆざっ子誕生祝金															
<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方 ● 支給額 3歳未満・・・15,000円/月 3歳以上小学校修了前・・・10,000円/月 (第3子以降は15,000円) 中学生・・・10,000円/月 ● 支給 年3回(2・6・10月) ○ 問い合わせ 子育て支援係 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 妊娠85日以上 (妊娠4ヶ月)で出産した方 ● 支給額 1児につき420,000円 (産科医療補償制度加算対象 出産でない場合404,000円) ○ 問い合わせ * 国保加入者・・・国民健康保険係 * 健康保険加入者・・・各健康保険組合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 町民として誕生した子の養育者 ※1年以上住民登録があることの要件あり ● 支給額 第1子・第2子 50,000円 第3子以降 100,000円 ※ 出生届時に申請いただき、窓口で現金支給 ○ 問い合わせ 子育て支援係 															
特別児童扶養手当	障害児福祉手当	心身障がい児養育手当															
<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育されている方 (※施設入所者は対象外) ● 支給額 1級・・・52,500円/月 2級・・・34,970円/月 ● 支給 年3回(4・8・11月) ○ 問い合わせ 子育て支援係 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 精神や身体の著しい重度の障がいのため常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児 ※ 障害年金受給者・所得が一定額を超える方は対象外 ● 支給額 14,880円/月 ● 支給 年4回(5・8・11・2月) ○ 問い合わせ 福祉係 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 20歳未満の障がい児を養育している保護者 ※ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級以上の障がいを有する者 ※ 知的障がい児で、常に介護を要すると町長が認めた者 ● 支給額 3,000円/月 ● 支給 年2回(9・3月) ○ 問い合わせ 子育て支援係 															
児童扶養手当	遊佐町遺児教育手当	ひとり親家庭等家賃助成															
<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 配偶者のいない方で、18歳以下の児童を養育している方、又は、父又は母の代わりに児童を養育している方(※所得制限等あり) ● 支給額 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体額</th> <th>第2子加算額</th> <th>第3子以降加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給</td> <td>43,160円</td> <td>10,190円</td> <td>6,110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部支給</td> <td>43,150～</td> <td>10,180～</td> <td>6,100～</td> </tr> <tr> <td>10,180円</td> <td>5,100円</td> <td>3,060円</td> </tr> </tbody> </table> ○ 問い合わせ 子育て支援係 		本体額	第2子加算額	第3子以降加算	全部支給	43,160円	10,190円	6,110円	一部支給	43,150～	10,180～	6,100～	10,180円	5,100円	3,060円	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 ひとり親又は両親のいない小中学生の児童を養育し、生計を維持する方 ● 支給額 ひとり親の方・・・2,000円/月 両親がいない方・・・4,000円/月 ● 支給 年2回(9・3月) ○ 問い合わせ 子育て支援係 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 18歳までの子どもがいるひとり親の名義で賃貸借した住居に住み、所得が児童扶養手当支給限度範囲内にある方 ● 助成額 家賃月額1/4(上限10,000円)を助成 ● 支給 年3回(8・12・4月) ○ 問い合わせ 子育て支援係
	本体額	第2子加算額	第3子以降加算														
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円														
一部支給	43,150～	10,180～	6,100～														
	10,180円	5,100円	3,060円														
子育て支援医療証	重度心身障がい(児)者医療証	ひとり親家庭等医療証															
<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 町内に住所を有する0歳～18歳 ※中学校卒業～18歳で進学を理由に町外に住所を移した場合でも、保護者の別居監護とみなされる場合は対象 ◆ 医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等) ○ 問い合わせ 国民健康保険係 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 身体障害者手帳(1・2級)療育手帳(A)・精神障害者保健福祉手帳1級 のいずれかを所持又は障害年金1級を受給(※所得制限有り) ◆ 所得税 課税・・・一部負担金有 ◆ 所得税非課税・・・一部負担金無 ただし、保険適用以外は自己負担(入院時食事代等) ○ 問い合わせ 国民健康保険係 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 所得税非課税で次に該当する方 ・ 配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童 ・ 父又は母が身体又は精神に一定の障がいがある場合 ・ 父母のいない18歳以下の児童 ◆ 医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等) ○ 問い合わせ 国民健康保険係 															
小学校入学祝品の支給	就学援助	ベビー/チャイルドシートレンタル															
<ul style="list-style-type: none"> ● 内容 黄色い帽子(教育委員会) ランドセル(社会福祉協議会) (※ランドセルはひとり親家庭対象) ○ 問い合わせ ・ 黄色い帽子・・・教育委員会 教育課 総務学事係 ・ ランドセル・・・遊佐町社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ① 準要保護就学援助費制度 対象: 経済的な理由により小中学校への就学が困難な家庭 ※所得制限等の支給要件あり ② 特別支援教育就学奨励費制度 対象: 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者 ◆ 内容: 小中学校の給食費・学用品費・修学旅行費・校外活動費等を支給 ○ 問い合わせ 教育課 総務学事係 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 ベビー: 生後6ヶ月以内 チャイルド: 5歳以下 ● 費用 無料 ● 期間 最長6ヶ月 ● 手続 印鑑・免許証をお持ちの上、子育て支援係窓口まで(ベビーシートの場合は、母子健康手帳も必要) ○ 問い合わせ 子育て支援係 															

< 問合せ > 健康福祉課 子育て支援係 Tel. 72-5897
 健康福祉課 福祉係 Tel. 72-5884
 健康福祉課 国民健康保険係 Tel. 72-5875
 教育課 総務学事係 Tel. 72-5891
 遊佐町社会福祉協議会 Tel. 72-4715